

～健康サポート薬局のための技能習得型研修～
健康サポートのための薬剤師の対応研修【研修会B】のご案内
(令和7年11月30日開催)

平成28年4月1日施行の「健康サポート薬局」制度は、厚生労働大臣が定める基準8(厚生労働省告示)に適合する薬局が都道府県知事に届出することによって、「健康サポート薬局」である旨の表示ができます。この届出に当たっては、当該薬局に常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修の修了証の提出が必要です。

当該研修につきましては、日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターが合同で実施機関となり、当会はその協力機関として所定の技能習得型研修を実施しています。

今年度第2回目の「技能習得型研修(研修会B)」を下記のとおり開催いたします。

■研修会の名称 「健康サポートのための薬剤師の対応研修【研修会B】」

■主催 公益社団法人静岡県薬剤師会

■共催 公益社団法人日本薬剤師会

■日時 令和7年11月30日(日) 午後1時～午後6時

※開始時間15分前までの受付をお願いします。

■会場 静岡県薬剤師会館 3階 大会議室

静岡市駿河区馬淵2-16-32 TEL 054-203-2023

※会場には駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

■研修会の内容 別紙次第のとおり

■定員 60名

※受付時に本人確認を行いますので、身分証明書の原本(顔写真の付いた会員証、免許証など)を持参してください。

■受講料 無料

■対象者 ①これから健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局、及び既に表示している薬局に従事する薬剤師。

※原則として薬局での5年の実務経験*を有すること。ただし、近いうち(目安として1年未満)に実務経験が5年に到達する方も受講可とします。

*実務経験は、週当たりの勤務時間が20時間以上であった期間を通算します。

②セルフケア・セルフメディケーションの技能習得を目的とする薬剤師。

※健康サポート薬局研修修了証に係る受講証明書の発行はありません。

■申込方法

静岡県薬剤師会ホームページ「研修会・講習会等」又は下記URL、QRコードから、10月18日(土)までにお申込みください。**締切日以前でも定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申込みください。**

受講の可否は申込締切日以降日、メールにて連絡します。

URL: <https://forms.gle/49QbNGwupe11Z7Wj9>

QRコード:



■受講証明書の発行

研修会を受講しレポートを提出された方には、内容を審査した後、静岡県薬剤師会より「受講証明書」を発行します。※研修会終了1か月後を目途に発送予定

■研修修了証の交付

1 新たに研修修了証の交付を申請する場合

静岡県薬剤師会主催の「技能習得型研修（研修会A・B）」及び日本薬剤師会実施の「知識習得型研修」の受講証明書（正本）の提出が必要となります。日本薬剤師研修センターへ申請手続きを行うことにより、「研修修了証」が発行されます。「健康サポート薬局」の届出を行う際にはこの「研修修了証」が必要となります。

なお、研修受講時点で実務経験が5年に満たない場合は、薬局での実務経験が5年以上となってから発行申請の手続きとなります。

2 同一研修実施団体のものを受講しなければ、研修修了証は発行されません。

3 申請方法の詳細については、日本薬剤師研修センターのホームページ掲載の「健康サポート薬局研修修了証交付要領」にて確認願います。

■ **重要** 受講にあたり必要な事前準備

1 日本薬剤師会が提供する「健康サポート薬局研修e-ラーニング」のコンテンツのうち、「要指導医薬品・一般用医薬品販売における基本姿勢」「セルフメディケーション支援のための薬局での対応・一般用医薬品等の選択」（いずれも120分程度）を受講しておいてください。

2 実際のOTC医薬品の添付文書について、どのような記載内容があるか確認しておいてください（1～2例で可）。

3 自薬局で取り扱いのあるOTC医薬品のうち、鼻水の症状に適応のある品目のリストを作成し、**研修会当日持参してください。**

■その他

1 本研修会は、日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師制度」の対象研修ではありませんので、研修受講単位は交付しません。

2 当日、体調がすぐれない場合や発熱・咳等の症状がある場合は、受講を見合わせていただきますようお願いいたします。また、研修参加時には、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

公益社団法人静岡県薬剤師会事務局 業務スタッフ 担当：鈴木

電話：054-203-2023 ファックス：054-203-2028

～ 健康サポート薬局研修 ～
健康サポートのための薬剤師の対応研修会【研修会B】
次第

日時：令和7年11月30日（日）13時00分～18時00分

場所：静岡県薬剤師会館 3階 大会議室

司会：静岡県薬剤師会 理事 茂木 嘉

主催 公益社団法人 静岡県薬剤師会

共催 公益社団法人 日本薬剤師会

開会挨拶（13:00～13:10）

静岡県薬剤師会 岡田 国一

0. 薬局・薬剤師を巡る現状と健康サポート薬局（13:10～13:20【10分】）

静岡県薬剤師会 理事 浦田 千裕

1. 一般用医薬品等を取り巻く現状（13:20～13:40【20分】）

日本薬剤師会 常務理事 岩月 進（DVD講義）

2. 薬局利用者の状態把握と販売時と販売後の対応（演習）（13:40～17:40【240分】）

講義、グループワーク等を通じ、薬局利用者の相談内容から適切に情報を収集し、状態、状況を把握し、それに合わせた適切な対応を行う力を身につけます。

演習進行：静岡県薬剤師会 常務理事 松永 敏広

講師：日本薬剤師会 一般用医薬品等委員会 委員長 亀山 貴康（DVD講義）※1

昭和大学薬学部 社会健康薬学講座 医薬品評価薬学部門

准教授 亀井 大輔先生（DVD講義）※2

※1（2）以外の全てのパートを担当、※2（2）を担当

（1）導入とアイスブレイク

（2）薬剤師の臨床判断～需要者からの情報収集と症候学的な思考プロセス～

（3）適切な医薬品選択と提案のための情報収集とその考え方

（4）添付文書の伝え方～安全で有効な使用のために～

（5）販売時と販売後の対応

（6）演習のまとめ

3. まとめ（17:40～17:55【15分】）

静岡県薬剤師会 常務理事 松永 敏広

閉会挨拶（17:55～18:00【5分】）

静岡県薬剤師会 副会長 鈴木 孝一郎



受講される方は必読! 健康サポート薬局研修受講ガイド

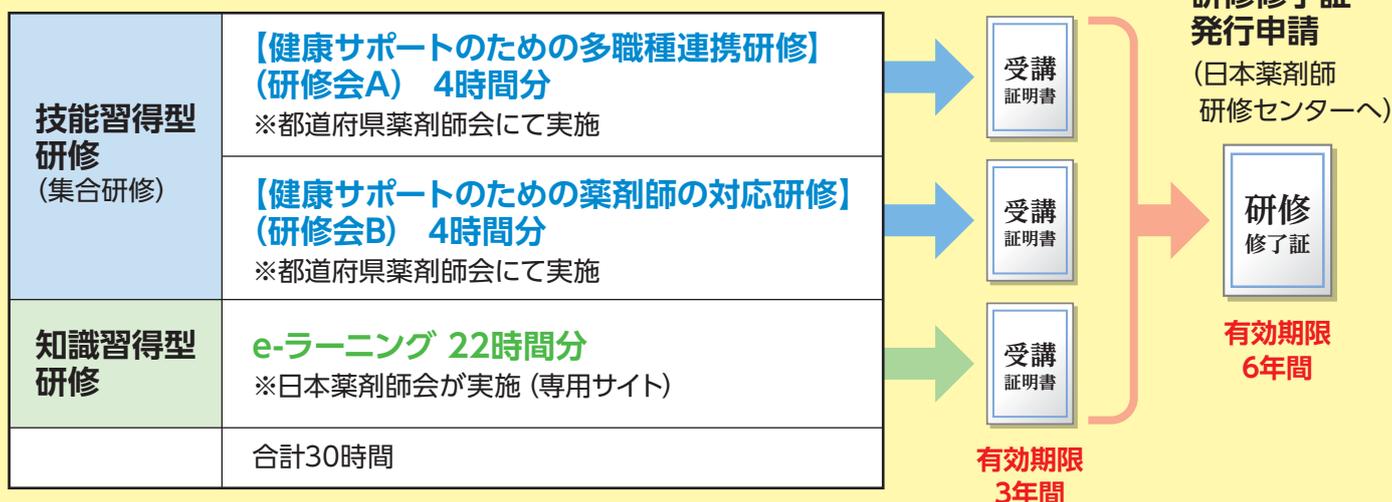
この研修は、これから健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局、及び既に表示している薬局に従事する薬剤師の方を対象とするものです。

日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターは当該研修の実施機関として、合同で、厚生労働省が指定する確認機関（日本薬学会）への届出を行っており、都道府県薬剤師会の協力を得て、以下のとおり研修を実施しています。



健康サポート薬局研修は、日本薬剤師会のほか、複数の団体が実施しています。他の団体が行う研修とお間違えないようご注意ください。すべての課程において同じ研修実施団体のものを受講しなければ、研修修了証は発行されません。

日本薬剤師会の研修実施方法



受講申し込み方法

■技能習得型研修(研修会A及びB)

各都道府県薬剤師会で開催しております。開催日の問い合わせ、研修会の申し込みについては、各都道府県薬剤師会宛てにお願いいたします。

研修会Aは、勤務先薬局所在地の都道府県薬剤師会の研修会を受講してください。
 (研修会Bは、勤務先薬局所在地以外の都道府県薬剤師会の研修会も受講可能です。)

■知識習得型研修(e-ラーニング)

右記の専用サイトにアクセスし、ページ中央の「新規のお申し込みはこちら」のボタンより申し込みください。

健康サポート薬局研修<e-ラーニングサイト>
<https://www.jpakensapo.jp/>

研修受講から修了までの流れ

STEP 1 受講申し込み

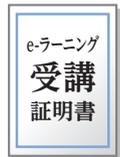
裏面の「受講申し込み方法」を確認のうえ申し込みを行う

STEP 2 研修の受講

研修会A及びBと、e-ラーニングをそれぞれ受講し、
受講証明書を取得する(計3通)



受講証明書の有効期限は3年間です。



STEP 3 研修修了証の発行申請

全ての受講証明書(正本3通)及び必要書類を
日本薬剤師研修センターに提出する



日本薬剤師研修センターのホームページに掲載されている
「健康サポート薬局研修修了証交付申請要領」を必ずご確認ください。



受講証明書の有効期限内に研修修了証の発行申請を行ってください。



研修修了証の交付申請には、薬局薬剤師として、5年以上の実務経験が必要です。

STEP 4 研修修了証の交付

日本薬剤師研修センターから研修修了証が発行される



研修修了証の有効期限は6年間です。



研修修了証を更新するには、以下①、②の両方を満たす必要があります。

- ① 研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講すること
- ② 研修修了証の有効期限までに、日本薬剤師研修センターへの更新申請を完了(手数料振込・郵送必着)すること

※更新後の研修修了証が申請者の手元に届くまでには2か月程度の期間を要することから、可能な限り有効期限の2か月前までに申請をお勧めいたします。



日本薬剤師会以外の他団体が実施する健康サポート薬局研修を修了し、研修修了証の交付を受けた場合は、都道府県薬剤師会が実施する「研修会A」を受講されても、他団体が交付した研修修了証の更新はできません。

詳細は日本薬剤師会ホームページでご確認ください

STEP ① トップページ「健康サポート薬局」のバナーをクリック

STEP ② 「健康サポート薬局研修について」をクリック

